

# 島根県内で、新たに薬剤師として働く方へ

## 奨学金の返還を助成します。

島根で働こう！！

【助成額】

最長12年間、最大288万円

### 島根県薬剤師奨学金返還助成事業

### 2022年度

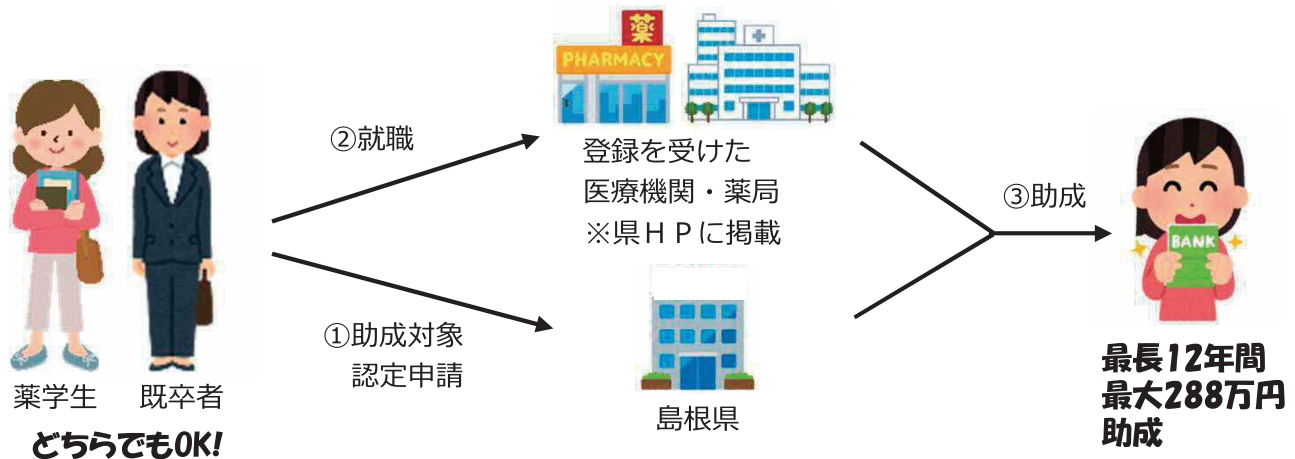
### 助成対象認定者募集のお知らせ

対象者	県内の登録を受けた医療機関・薬局に就業を希望する「薬学部在学学生」、または「既卒の薬剤師」で、次の全てに該当する方 ① 島根県内で、継続して就業する見込みである方 ② 在学期間中に奨学金を借り入れ、返還予定または返還中の方 ③ 薬剤師免許を有する方、または取得見込みの方  「薬学部在学学生」：2023年3月、または2024年3月に卒業される方 「既卒の薬剤師」：申請以前に島根県内の医療機関・薬局で就業していない方
募集期間	<b>2022年5月2日～7月29日まで</b> ※定員に達しない場合は期間を延長します。
募集定員	10名 ※定員を超える応募があった場合は選考を行います。
応募方法	以下の書類を郵送、または持参により提出してください。 ①申請書、②履歴書、③奨学金貸与証明書、 ④在学証明書（既卒者の方は薬剤師免許証の写し） ※様式は県HPからダウンロードしてください。 <b>※必ず就職内定前に申請してください。</b>
対象奨学金	島根県育英会奨学金、日本学生支援機構奨学金 など
助成内容	助成額：月額上限2万円、助成期間：最長12年間（最大288万円）
申請先 ・ 問い合わせ先	島根県健康福祉部 薬事衛生課 薬事・営業指導グループ 〒690-0887 島根県松江市殿町1 ◆TEL：0852-22-6529 ◆FAX：0852-22-6041 ◆E-mail：yakuji@pref.shimane.lg.jp ◆県ホームページ

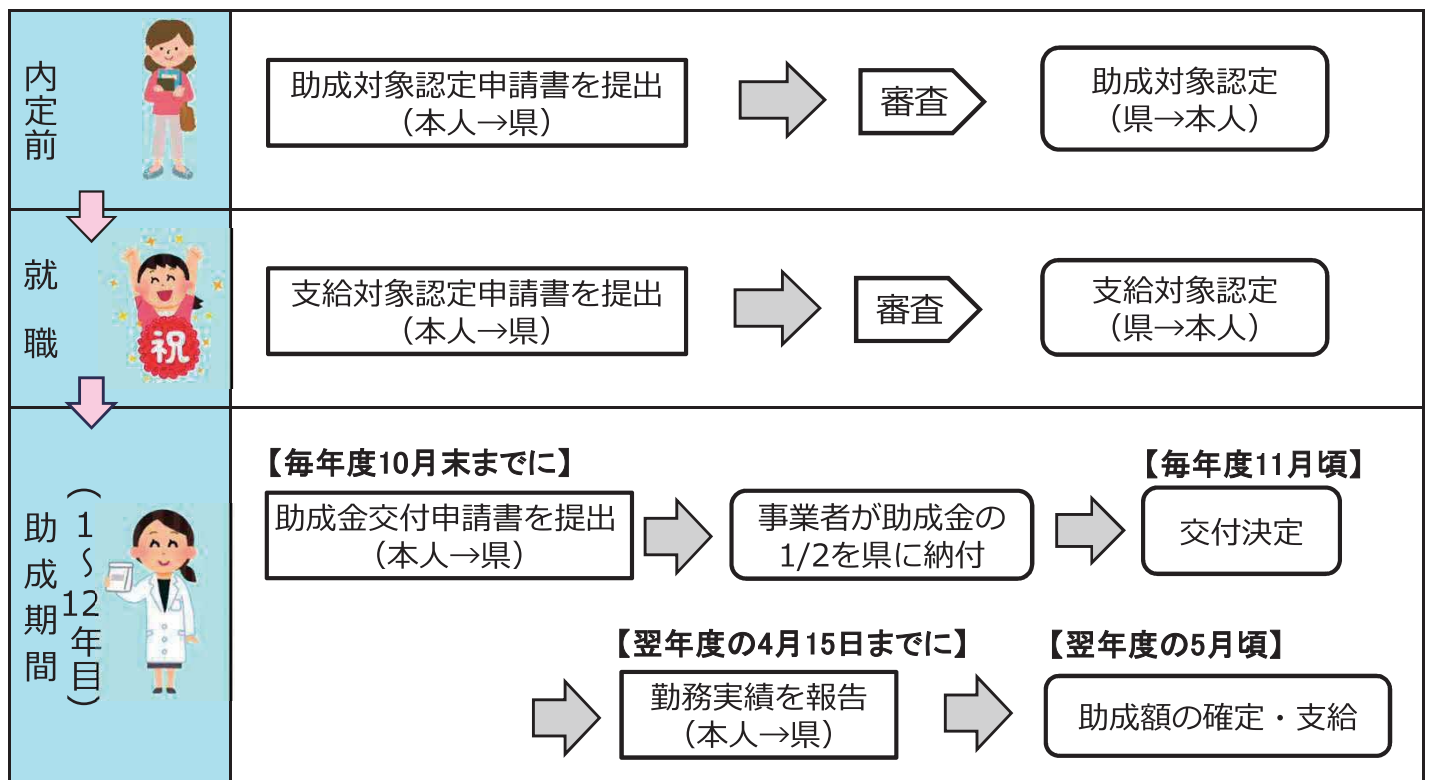


## < 事業の概要 >

在学期間中に奨学金を借り入れた薬剤師の方が、県内の登録を受けた医療機関・薬局に就業した場合、就業期間中の奨学金の返還を県と事業者が共同で助成します。



## < 手続きの流れ >



< よくある質問 > ※県HPに掲載しています。

**Q** 県外出身者ですが、助成対象になりますか？

**A** 県外出身者でも助成対象になります。

**Q** 助成対象認定を受けた場合、必ず県内の登録を受けた医療機関・薬局に就職しなければいけませんか？

**A** 認定を受けた場合でも、就職活動に一切制限は無く、自由に就職先を決められます。ただし、県内の登録を受けた医療機関・薬局以外に就職した場合は、認定は取り消しとなります。